

GUARDIANWALL FileTransfer for Microsoft 365
(モニター版)
サービス利用約款

キャノンマーケティングジャパン株式会社

2025年06月16日

GUARDIANWALL FileTransfer for Microsoft 365 (モニター版) サービス利用約款 (以下「本約款」といいます。) は、お客様がキャノンマーケティングジャパン株式会社 (以下「当社」といいます。) が提供する第 1 条第 1 項に定める「本サービス」を利用するにあたって、必要な条件を定めたものです。お客様は「本サービス」の利用にあたり本約款を遵守するものとします。

第 1 条 (用語の定義)

本約款における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、「当社」が提供する Microsoft 365 向けセキュリティ対策サービス「GUARDIANWALL FileTransfer for Microsoft 365 モニター版」および当該サービスを利用するために必要なお客様情報を管理する業務の総称をいいます。
- (2) 「ドキュメンテーション」とは、「当社」が作成し、別途お客様に提供する「本サービス」のサービス仕様書、「本サービス」の利用に関する設定ガイド、操作マニュアルおよび各種情報をいいます。
- (3) 「本サービス利用契約」とは、本約款に基づき、お客様が「本サービス」の提供を受けるために、「当社」との間で書面または電磁的方法により締結する契約を意味します。

第 2 条 (「本サービス利用契約」の申込・成立・変更)

1. お客様は、本約款及びサービス仕様書をご確認のうえ、「当社」所定の申込書 (以下「本申込書」といいます。) に必要事項を記載し提出することにより、「本サービス」の利用の申込を行うものとします。なお、お客様が申込を行った時点で本約款の内容を承諾しているものとみなします。
2. 「当社」が前項に基づく申込を承諾した場合、「当社」は、お客様に対して、「評価開始のご案内」および「マニュアル」を本申込書記載のメールアドレス宛に通知するものとします。当該通知日をもって、お客様と「当社」との間で「本サービス利用契約」が成立するものとします。
3. 「当社」は、お客様が以下に該当する場合、第 1 項に基づく申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 申込の際、虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 過去に「当社」との取引にて支払遅延等をしたことがあるとき
 - (3) 反社会的勢力等と関与していると疑われる事由があるとき
 - (4) その他取引できない合理的理由があると「当社」が判断したとき
4. お客様は、お客様以外の関連会社等の第三者 (以下「外部利用者」といいます。) に「本サービス」を利用させる必要がある場合は、申し込み時に「外部利用者」の名前やドメイン等、「当社」が指定する情報を本申込書に記載して申請を行うものとします。但し、お客様は次の各号の事項を遵守するものとします。
 - (1) 外部利用者には本約款およびサービス説明書に定める利用条件を遵守させること
 - (2) 外部利用者以外の第三者に利用させないこと
 - (3) 外部利用者による「本サービス」の利用について全ての責任を負うこと

第 3 条 (本サービスの提供条件)

1. 「当社」は、善良なる管理者の注意をもって、「本サービス」をお客様に提供します。
2. 「本サービス」の内容は、本約款、「ドキュメンテーション」および「本サービス利用契約」に定めるものとします。
3. 「本サービス」は正式リリース前のサービスモニター版であり、正式リリース時には仕様、本約款の条件その他本サービスに関する内容が変更になる可能性があります。

第 4 条(通知)

1. 「当社」からお客様への通知は、本約款に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または「当社」のウェブサイトに掲載するなど、「当社」が適当と判断する方法により行います。
2. お客様から「当社」への通知の方法は、「ドキュメンテーション」に記載の通りとします。
3. 書面による通知は相手方に到達したとき、電子メールによる通知は送信したとき、「当社」のウェブサイトへの掲載による通知は掲載したときに、相手方に到達したものとします。

第 5 条 (「本サービス」の変更等)

1. 「当社」は、「本サービス」の改善等の目的のため、「当社」の判断により、本約款及び「ドキュメンテーション」その他「本サービス」の機能、仕様、構築・運用ルールおよび使用方法等の内容を随時変更することができるものとし、当該変更につきお客様に事前に通知するものとします。
2. 「当社」の責に帰すことのできないやむを得ない場合を除き、「当社」は 1 カ月前までに前項の対応内容をお客様に通知します。

第 6 条 (「本サービス」の利用条件)

1. お客様は、日本国内に限り、第 2 条第 2 項に基づき、「当社」より通知された「評価開始のご案内」および「マニュアル」を受領後、自身で「マニュアル」に従って所定の設定を行うことにより、「本サービス」の利用を開始するものとします。なお、お客様が「本サービス」を利用するユーザーの総数は、本申込書にて記載した数を超えないものとします。
2. お客様は、「本サービス」の利用に際し、「マニュアル」に従い、自身で Microsoft 365 管理センターの設定変更を実施するものとします。

3. お客様は、「本サービス」の利用期間終了後、「マニュアル」に従い、自身で Microsoft 365 管理センターの設定をもとに戻すものとします。
4. お客様は、Microsoft365 など「本サービス」を利用するために必要な周辺環境を、自己の負担で用意するものとします。
5. 当社は、前各項に基づく Microsoft365 など「本サービス」を利用するために必要な周辺環境に関し、いかなる保証もせず、お客様に損害が生じた場合でも、「当社」はいかなる責任も負いません。

第7条(お客様の禁止事項)

お客様は、「本サービス」の利用にあたり、次の各号に定める事項を行ってはならず、また自己の従業員等および外部利用者を含む第三者にこれらの行為を行わせてはならないものとします。

- (1) 本約款および「ドキュメンテーション」に定める範囲を超えて、本サービスを利用する行為
- (2) 本サービス」を構成するソフトウェア等を解析、逆アッセンブル、逆コンパイル、その他リバースエンジニアリング等する行為
- (3) 「本サービス」をお客様が利用するための ID・パスワード等を第三者に開示・譲渡若しくは使用させる行為
- (4) 「当社」または第三者の著作権、商標権、特許権などの知的財産権、肖像権、プライバシー、その他あらゆる権利等を侵害する行為
- (5) 「本サービス」を構成するソフトウェア等および本サービスを利用することによりアクセスまたは入手可能な「当社」または第三者の情報、コンテンツ、データ、データベース、またはソフトウェア等を、複製、修正・改変、消去等する行為
- (6) 「本サービス」および「本サービス」を構成するソフトウェア等に付された著作権、商標、その他の知的財産権に関する表示を削除、変更または不明瞭化する行為
- (7) 「本サービス」提供に必要となる「当社」または第三者の設備等に電子的被害を与える行為
- (8) 「本サービス」を介して不正なデータまたはコンピュータウイルス等の有害なプログラム等を送信あるいは第三者が受信可能な状態にする行為
- (9) 「本サービス」を法令、公序良俗に違反する目的で使用する行為および当該違反を誘引する行為
- (10) 「本サービス」の提供または運営を妨害する行為
- (11) 「当社」または第三者の信用を毀損する行為
- (12) 前各号の他、「当社」または第三者に不利益を与える行為

第8条(「本サービス」の利用停止)

1. お客様が次の各号のいずれかに該当したとき、「当社」はお客様の「本サービス」のアカウントを利用してお客様の「本サービス」の使用停止手続きを行うことができるものとします。
 - (1) 本約款、「本サービス利用契約」に違反したとき、または違反したと合理的に判断される相当の事由があるとき
 - (2) 「サービス仕様書」の利用条件に違反したとき、または違反したと合理的に判断される相当の事由があるとき
2. 「当社」は、前項の定めによりお客様の「本サービス」の使用を停止するときは、予めその理由、停止する日および期間をお客様に通知します。ただし、やむを得ない事由がある場合は事前通知なく停止することがあります。
3. 第1項に基づき「本サービス」の使用を停止したことによりお客様に損害が生じた場合でも、「当社」はいかなる責任も負いません。

第9条(「本サービス」の提供停止・中断)

1. 「当社」は、「本サービス」の円滑な運営のために、計画的なメンテナンス(以下「計画メンテナンス」という)を実施することがあるものとし、計画メンテナンスの実施のために「本サービス」の提供を一時的に中断することがあります。このとき、「当社」は、第4条に記載の方法で、「計画メンテナンス」を実施する旨を、お客様に通知するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、「当社」は、「本サービス」の維持のためにやむを得ないと判断したときには、緊急のメンテナンス(以下「緊急メンテナンス」という)を実施するために「本サービス」の提供を一時的に中断することがあります。このとき、「当社」は、当該「緊急メンテナンス」の実施後すみやかに、緊急メンテナンスを実施した旨を、お客様に報告するものとします。
3. 「当社」は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
 - (2) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
4. 前各項に基づき、「本サービス」の提供を停止または中断したことによりお客様に損害が生じた場合でも、「当社」はいかなる責任も負いません。

第10条(お客様情報の変更)

お客様は、「当社」に提出したお客様情報のいずれかに変更があったときは、速やかに「当社」に届け出るものとします。

第 11 条 (再委託)

「当社」は、「本サービス」の全部または一部を、「当社」指定の第三者に再委託することができるものとします。その場合でも、本約款に基づく「当社」の責任は、何ら軽減されるものではありません。

第 12 条 (個人情報の取扱い)

1. 「当社」は、「本サービス」の申込・提供に際してお客様より開示または提供を受けた「個人情報」(個人情報の保護に関する法律に定義される個人情報をいい、本申込書に記載される個人情報を含む。以下同じ。)を、「本サービス」の提供以外の目的に使用せず、また、第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置をとるものとします。なお、「当社」は当該個人情報にて特定されるお客様の従業員などに対して、「当社」の取扱う商品・サービス等の情報を定期・不定期に案内することができるものとします。情報主体は、そのような「当社」からの案内を希望しない場合、その旨を「当社」に通知し、かかる案内の停止を求めることができるものとします。
2. 「当社」は、情報主体を識別・特定できないように加工することを条件として、個人情報について個別の情報主体およびお客様の承諾なく、「本サービス」の改良・改善、またはサービスの種類の追加等の目的のために使用・利用することができるものとします。
3. 「当社」は、個人情報の情報主体より、当該個人情報の照会、修正、削除等を求められ、かつ情報主体であることが確認できた場合に限り、遅滞なく個人情報の照会、修正、削除等に応じるものとします。また、お客様よりお客様の従業員等の個人情報について照会、修正、削除等を求められた場合も同様とします。ただし、「当社」は、お客様からの要求に基づきかかる個人情報の照会、修正、削除等に応じたことに関して、一切責任を負わないものとします。
4. 第 1 項の定めにかかわらず、法令または監督官庁から個人情報の開示を要求された場合(刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づくものを含むが、これに限らない。)、 「当社」は当該要求の範囲内に限り、個人情報をお客様の事前の承諾なく当該要求元に開示することができるものとします。
5. 「当社」は、利用契約が終了した場合、原則として速やかに個人情報を消去します。ただし、法令等により保存が義務付けられている情報についてはこの限りではないものとします。
6. 「当社」の個人情報の取扱いに関する問い合わせ先は、以下のとおりとします。

キヤノンマーケティングジャパン株式会社 GUARDIANWALL シリーズ担当
TEL : 03-6701-3336 / FAX : 03-6701-3455 / Mail : guardian-info@canon-mj.co.jp

第 13 条 (著作権等)

1. 「本サービス」および「ドキュメンテーション」その他納入物等(以下、総称して「著作物」といいます。)に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他の全ての知的財産権は「当社」に帰属します。
2. お客様は、前項に定める著作物について、方法の如何を問わず、譲渡、販売、公衆送信(送信可能化を含む。)、貸与、賃貸、再許諾等、本約款に定める範囲を超えて使用または利用してはならないものとし、第三者をしてかかる行為をさせてはならないものとします。また、お客様は、当該著作物の全部または一部について、修正、改変、翻訳、翻案、他のプログラミング言語への変換、逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバースエンジニアリング等行ってはならないものとし、第三者をしてかかる行為をさせてはならないものとします。

第 14 条 (当社の責任および免責等)

1. 「当社」は、「本サービス」(「ドキュメンテーション」を含みます。)を利用した結果(お客様が入力した情報、お客様による使用の結果を含みます。)(以下、総称して「利用結果」といいます。)に関して、商品性及び特定の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示たると黙示たるとを問わず一切行わないものとします。
2. 「本サービス」、または「利用結果」に関して、「当社」の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合でも、お客様もしくは第三者に生じたいかなる損害も一切責任を負わないものとします。
3. 「当社」は、「本サービス」、および「利用結果」に起因してお客様もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益について、予見可能性の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。
4. 「当社」は、お客様による「本サービス」、の使用または「利用結果」に起因又は関連して、お客様と第三者との間に生じたいかなる紛争について、一切責任を負わないものとします。

第 15 条 (本サービスのサポート)

1. 「当社」は、お客様に対し、「本サービスのサポート」として(以下「サポート」といいます。)、 「本サービス」のアップデートや、運用管理するサーバーのメンテナンス・障害情報などを必要に応じて本申込書記載のメールアドレス宛に連絡する場合があります。
2. 「当社」は、「サポート」に関して、商品性及び特定の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示たると黙示たるとを問わず一切行わないものとします。
3. 「当社」は、「サポート」によりお客様もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益について、予見可能性の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（機密保持）

1. お客様は、「本サービス」の利用に関して「当社」が機密と明示して開示または提供する情報につき、「当社」の書面による事前承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本約款における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き、方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づく開示については、この限りではないものとし、お客様は当該開示前に「当社」に対して通知を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号に定める情報については、本条に定める機密保持の義務は適用されません。
 - (1) 公知の情報または「当社」から得た後自己の責によらないで公知となった情報
 - (2) 第三者に対する開示または提供について「当社」の書面による事前承諾を得た情報
3. 当社は、お客様がアップロードしたデータファイルおよび「本サービス」から自動的に送信される URL を、自ら閲覧したり、第三者に開示することはありません。
4. 本条の規定は、「本サービス利用契約」の終了にかかわらず効力を有するものとします。

第 17 条（利用期間および契約期間）

1. 「本サービス」の利用期間は、第 2 条第 2 項に基づく成立日から「評価開始のご案内」に定める「評価終了日」までとします。
2. 「本サービス利用契約」は、第 2 条第 2 項に基づく成立日から発効し、前項に定める利用期間の満了日まで有効に存続するものとします。

第 18 条（解約）

1. お客様に次の各号のいずれか一つでも生じた時は、「当社」は何等の催告なく直ちに「本サービス利用契約」を解除することができるものとします。
 - (1) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (2) 支払の停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 監督官庁より営業停止または営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - (6) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、解散または合併の決議をしたとき
 - (7) 第 2 条第 3 項各号の一に該当することが判明したとき
 - (8) その他前各号に準ずる重大な事由があったとき
2. お客様または「当社」のいずれかに本約款に違反する行為がある場合において、相手方が相当の期間を定めて書面により催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されないときは、当該相手方は「本サービス利用契約」を解除することができるものとします。
3. お客様および「当社」は、相手方に対して 1 カ月前までに書面により通知することにより、「本サービス利用契約」を中途解約することができるものとします。

第 19 条（サービスの終了）

「当社」は、サービスの全部または一部を一時的または永続的に終了することがあります。この場合、「当社」は、可能な限り 6 カ月以上前までにその旨を契約者に通知するものとします。

なお、「当社」は、「本サービス」の終了に関して、契約者に対して何らの責任（損害の賠償、代替措置の提供を含むがこれらに限定されない）も負わないものとします。

第 20 条（契約終了後の処理）

1. お客様は、利用契約が終了した場合、①本契約の終了後直ちに「ドキュメンテーション」のすべてを廃棄または消去し、「本サービス」使用を終了するものとし、②第 6 条第 3 項の作業を行うものとします。
2. 「当社」は、お客様および外部利用者が「本サービス」に記録したデータを、利用契約終了後、速やかに消去するものとします。

第 21 条（反社会的勢力との取引等の禁止）

1. お客様および「当社」は、自己（役員を含みます。）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問いません。）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または交際しないことを約するものとします。
2. お客様および「当社」は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに「本サービス利用契約」を解除することができるものとします。

第 22 条（損害賠償）

1. 「当社」が本約款の定めに従ったことによりお客様に損害が生じた場合、お客様は「当社」に対して、直接の結果として現実に生じた通常損害に限り、金銭賠償を請求することができます。なお、「当社」は、お客様に生じた間接損害、逸失利益および特別の事情により生じた損害について、予見可能性の有無を問わず、一切責任を負わないものとします。
2. 本条の定めは、本契約の終了にかかわらず、効力を有するものとします。

第 23 条（法令、規格等の遵守）

お客様は、「当社」の書面による事前の承諾を得ることなく、「本サービス」（「ドキュメンテーション」、認証情報を含みます。本条において以下同じ。）の全部または一部を日本国外へ持ち出さないものとします。

第 24 条（本約款の優先）

1. 本約款は、「本サービス」の利用に関し、「本サービス利用契約」の締結以前にお客様と「当社」との間になされた全ての取り決めを優先して適用されます。
2. 「当社」は、お客様に合理的期間をもって事前通知することで、本約款及び「ドキュメンテーション」を変更することができますものとし、変更後の本約款は、特段の定めがある場合を除き、「当社」がお客様に変更後の約款を提供したときより効力が生じるものとします。

第 25 条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、「当社」の事前の書面による承諾がない限り、本約款に定める自己の権利および義務を、第三者に譲渡、移転および担保として供してはならないものとします。

第 26 条（準拠法および合意管轄裁判所）

1. 本約款の解釈は、日本法を準拠法とします。
2. 本約款に関して紛争等が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、紛争等の処理解決を図るものとします。

第 27 条（協議）

本約款に関して疑義が生じた場合は、双方間で誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

以上